

検査検定、資格認定等に係る  
利用者の負担軽減に関する  
調査結果に基づく勧告

平成23年10月

総務省



## 前 書 き

検査検定制度及び資格制度は、国民の生命、身体及び財産の保護等のため設けられているものであり、国民に対し、検査への対応や資格取得のための受検料、受講料などの負担を求めている。

これら制度については、その多くの場合において、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（以下、これらを総称して「公益法人」という。（注））が、検査、試験、講習等の事業の実施主体として関与している。これらの対価を伴う事業については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について」（平成8年9月20日閣議決定）等において、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにする等の所管府省による指導監督の基準が示されている。

また、平成22年5月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて、検査、試験、講習等が対象とされ、手数料等の引下げ等、国民の負担軽減に資する取組を求める評価結果が出されており、各府省が自ら事業の効果を点検する行政事業レビューにおいても、手数料等の額の見直しが行われている。

なお、これら制度の利用者の金銭的・手続的な負担の実態は必ずしも明らかになっていない。

こうした状況を踏まえ、今後も引き続き、各府省が個々の検査検定制度及び資格制度について、利用者の立場に立った見直しを徹底することが重要である。

さらに、今般の東日本大震災により、日本全体の経済活動に甚大な被害が及んでいる中にあることは、国民負担を軽減する配慮が一層求められるものと考えられる。

この調査は、検査検定制度及び資格制度の全体像を明らかにするとともに、利用者の負担を軽減する観点から、検査、試験、講習等の実施主体として多くの制度に関与している公益法人が行う事業を中心に調査し、手数料等の適正化、会計処理の適正化、申請手続の負担軽減等について、その推進を図るために実施したものである。

（注） 「特例民法法人」とは、公益法人制度改革による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条に基づき設立された社団法人及び財団法人のうち、平成25年11月末までに、新たに創設された公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団

法人のいずれかに移行（移行申請）又は解散するまで存続する法人をいう。

「一般社団法人」及び「一般財団法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づいて設立された法人をいう。

「公益社団法人」及び「公益財団法人」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に基づき行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の認定を受けて公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人をいう。

## 目 次

1	手数料等の適正化の推進	1
2	会計処理の適正化の推進	11
3	申請手続の負担軽減等の推進	16
4	指導監督の徹底	23



## 1 手数料等の適正化の推進

### 【背景事情等】

(利用者の金銭的負担)

国の検査検定制度及び資格制度における検査、検定、試験、講習、登録等（以下「検査等」という。）に係る経費については、受益者負担の観点から、これを受ける者（以下「受験者等」という。）が、検査料、検定料、受験料、受講料、登録料等（以下「手数料等」という。）として負担している。

手数料等の額は、法令又は条例により定められている場合と、公益法人等の検査等の実施主体により独自に定められている場合がある。

(公益法人の指導監督)

検査検定制度及び資格制度については、その多くの場合において、公益法人が検査等の実施主体として関与している。

公益法人のうち、特例民法法人については、所管府省又は所管都道府県により、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）等に基づく指導監督が行われている。

一方、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人については、内閣府又は都道府県により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）等に基づく監督（注）が行われるが、検査等の事業については、これらの制度を所管する府省及び都道府県による指導監督が行われている。

（注） 内閣府及び都道府県は、「公益社団法人及び公益財団法人」に対しては、事業活動の状況等に係る報告徴収、立入検査、勧告、命令、公益認定の取消し等の手段を通じてこれを監督し、「一般社団法人及び一般財団法人」に対しては、公益目的支出計画の履行を確保する観点から、これを監督することとされている。

(対価を伴う公益事業の収入と支出の均衡)

特例民法法人が検査等の対価を伴う公益事業を行う場合には、指導監督基準により、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすることとされている。

また、公益社団法人及び公益財団法人が認定法第2条第4項に定められる公益目的事業として検査等を行う場合には、同法第14条により、当該事業の実施に要

する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないとされている。

さらに、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成8年9月20日閣議決定）においては、公益法人が行う委託等事業（注1）の手数料等は官庁が決定し、推薦等事業（注2）に係るものは過大な収益とならないよう法人が決定することとされている。

（注）1 事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。

2 法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うことをいう。

#### （手数料等に係る積算根拠の公開）

公益法人が国から委託等を受けて行っている検査等の事務・事業については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定。以下「改革実施計画」という。）において、委託等に係る事務・事業の手数料等は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠も併せてインターネットで公開することとされている。

また、後述(1)のとおり、国民から手数料等の算出方法を明らかにしてほしいとの要望があることから、所管府省が積算根拠を公開することにより事業の透明化を図り、手数料等の額が必要以上の利益を得るものとなっていないことについて、説明責任を果たしていくことが求められている。

なお、検査検定制度及び資格制度の実施主体として、特別の法律により設立される民間法人及び特別の法律により設立される法人がある。これらの法人についても、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」（平成18年8月15日閣議決定）により、事務・事業において手数料等の対価を徴収する場合には、その対価の額が適正なものとなっていること、その対価の額は所管府省によって決定されること、対価の額及び積算根拠がインターネットで公表されていること、所管府省が事務・事業の定期的な見直しを行うことなど、手数料等の適正化に係る事項について、公益法人と同様の措置が求められている。



## 【調査結果】

### (1) 手数料等の引下げ等を求める国民からの意見要望

今回、検査検定制度及び資格制度に係る利用者負担の軽減に関する意見要望を国民から聴取したところ（注）、644 件の意見要望のうち、手数料等の引下げ等を求める意見が 259 件(40.2%)あり、その中には、以下のようなものがみられた。

- i) 手数料等の算出方法を明らかにしてほしい（16 件）
- ii) 更新検査は新規検査と比べて審査に手間が掛からないと思われることから、検査料を安くしてほしい（3 件）
- iii) 検査の実施件数等に応じて手数料等を割り引いてほしい（80 件）
- iv) 資格試験において、受験科目が免除される場合に受験料を減額してほしい（13 件）
- v) 講習で使用するテキストについて、既に所持しているような場合は、希望者だけ購入する仕組みにしてほしい（11 件）

（注） ①内閣府の「国民の声」（平成 22 年 2 月 17 日から同年 6 月 17 日まで）、②総務省行政評価局のホームページを利用した意見要望の募集（平成 22 年 7 月 1 日から同月 23 日まで）、③総務省管区行政評価局等による全国での実地調査（資格取得者等からの意見聴取（平成 22 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日まで））により把握した。

### (2) 手数料等の設定・見直し状況等及び積算根拠の公開状況

今回、上記(1)の意見要望等を踏まえ、当省が詳細調査の対象とした 31 検査検定制度及び 108 資格制度（注）について、これらの制度所管府省と関係公益法人 142 法人に対して、検査等の事業ごとに手数料等の設定・見直し状況等及び積算根拠の公開状況を調査した結果、以下の状況がみられた。

（注） 当省が把握した 134 検査検定制度及び 313 資格制度の中から、次のいずれかに該当するものを抽出した。

- ① 国民からの意見要望（平成 22 年 7 月 1 日から同月 23 日までの間にホームページで受け付けたもの）が寄せられた制度及び新聞報道等により問題が指摘された制度
- ② 手数料等が 10 万円以上となっている資格制度
- ③ 内部留保率が 25%以上の公益法人により実施されている制度
- ④ 常勤役員の平均報酬額（年額）が 1,200 万円以上の公益法人により実施されている制度

## ア 手数料等の設定・見直し状況等

### (ア) 手数料等の積算根拠の有無

検査等の対価を伴う公益事業については、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、当該事業を行う公益法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすることとされていることから、手数料等は、このことを踏まえた明確な積算根拠に基づき設定される必要がある。

しかしながら、今回、当省が詳細調査の対象とした142公益法人のうち、検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている138法人の332事業（検査検定制度87事業及び資格制度245事業）について、事業ごとに手数料等の積算根拠を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 検査検定制度については、手数料等の額の妥当性を検証できる内容の積算資料（1件当たりの手数料等に占める科目（人件費、物件費等）ごとの総額と内訳を確認できるもの。以下同じ。）がないものや、一部の内容（1件当たりの手数料等に占める科目ごとの総額等。以下同じ。）しか確認できないものなど、合わせて31法人の41事業（47.1%）において、明確な積算根拠に基づかずに手数料等を設定し、受験者等からこれを徴収している。
- ② 資格制度については、積算資料がないものや、一部の内容しか確認できないものなど、合わせて56法人の134事業（54.7%）において、明確な積算根拠に基づかずに手数料等を設定し、受験者等からこれを徴収している。

### (イ) 手数料等の設定・見直し状況

検査等の手数料等については、収入と支出の均衡を図り、これを踏まえ、設定する必要がある。また、手数料等の設定後においても、必要以上の利益が生じていないかを検証し、これを見直していく必要がある。

今回、詳細調査した142公益法人の中には、公益事業に係る収入と支出の均衡及び利用者負担の軽減を図る観点から、①収入超過により剰余金が発生したことから、これを原資にして手数料等を引き下げることにしているもの（社会福祉士等4制度）、②講習の一部の受講が免除される者について、受講料を割り引いているもの（建築設備検査資格者等2制度）、③

講習で使用するテキストをインターネットに掲載し、受講者に無償で提供しているもの（整備主任者）など、手数料等の見直し等を行っているものがある。

しかしながら、その一方で、次のとおり、手数料等の設定・見直しが適切に行われておらず、改善する必要があるものがみられた。

- ① 型式認定の申請の審査を行う審査委員会において、一度に複数の案件を処理しているにもかかわらず、1件当たりの認定料の積算に同委員会経費の全額を計上し、認定料が実費より高くなっているなど、不適切な積算を行っているもの（普通自転車の型式認定等4制度）
- ② 毎年、事業収入の10%に当たる約3億円の事業活動収支差額（剰余金）が発生するなど、収入超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、手数料等の額を据え置いているもの（遊技機の型式検定等5制度）
- ③ 講習の実施に係る経費が削減されているものについて、今後の収支を勘案し、受講料の見直しを検討する必要があるもの（水道技術管理者）
- ④ 明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員等の受講料に差を設けているもの（旅行業務取扱管理者等2制度）
- ⑤ 試験の全部が免除されているにもかかわらず、全科目を受験する者と同額の受験料を徴収するなど、受験料を割り引いていないもの（公害防止管理者等19制度）
- ⑥ 審査業務の途中段階で不適合になることが判明し、申請者の希望に応じて審査を途中で終了する場合など、審査業務の省略化に応じ、手数料等を割り引く余地があるもの（遊技機の型式検定等3制度）
- ⑦ インターネットサイトからダウンロードすることが可能であり、また、既に所持していることも予想される法規に係るテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの（建築物環境衛生管理技術者等4制度）
- ⑧ 講習の修了者が日常業務を遂行する際に参考とするものであり、必ずしも購入する必要のないテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの（水道技術管理者）
- ⑨ 他の資格の講習に用いるもの比べて高額（2万2,000円）なテキスト代を含む受講料を徴収しているもの（建築物環境衛生管理技術者）

- ⑩ 講習で使用するテキストの代金が受講料に含まれており、テキスト本体の価格を表示していないことから、金額の妥当性を検証できないものや、受講料に占めるテキストの代金の割合が 30%を超過しているもの（食鳥処理衛生管理者等 11 制度）
- ⑪ 利用者負担の軽減の観点から、資格制度における登録料について当該資格の登録事業の業務量に見合ったものとなっているかを検証する必要があるもの（登録事務のある資格制度）

## イ 手数料等の積算根拠の公開状況

（委託等事業における公開状況）

改革実施計画においては、委託等に係る事務・事業の手数料等について、制度所管府省が、その積算根拠をインターネットで公開することとされているが、公開する具体的内容までは定められていない。

しかしながら、受験者等への説明責任を果たすためには、手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠を公開することが必要と考えられる。

今回、当省が詳細調査の対象とした検査検定制制度及び資格制度の中で公益法人が委託等事業として実施している検査等の 95 事業（検査検定制制度：18 法人の 21 事業を 4 府省が所管、資格制度：44 法人の 74 事業を 6 府省が所管）について、所管府省が各事業の手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか調査したところ、以下の状況がみられた。

- ① 検査検定制制度については、積算根拠が全く公開されていない事業が 13 法人の 13 事業（61.9%）（3 府省）、積算根拠の一部の内容しか公開されず検証できない事業が 4 法人の 7 事業（33.3%）（3 府省）となっている。
- ② 資格制度については、積算根拠が全く公開されていない事業が 11 法人の 13 事業（17.6%）（3 府省）、積算根拠の一部の内容しか公開されず検証できない事業が 35 法人の 61 事業（82.4%）（6 府省）となっており、全ての事業で手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されていない。

#### (推薦等事業における公開状況)

上記のとおり、改革実施計画において、委託等事業の手数料等の積算根拠については、制度所管府省がインターネットで公開することとされているが、推薦等事業については言及されていない。

今回、当省が詳細調査の対象とした検査検定制度及び資格制度の中で公益法人が推薦等事業として実施している検査等の 237 事業（検査検定制度：46 法人の 66 事業を 7 府省が所管、資格制度：64 法人の 171 事業を 6 府省が所管）について、所管府省が各事業の手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか調査したところ、以下の状況がみられた。

- ① 検査検定制度については、積算根拠が全く公開されていない事業が 27 法人の 39 事業（59.1%）（5 府省）、一部の内容しか公開されず検証できない事業が 20 法人の 27 事業（40.9%）（5 府省）となっており、全ての事業で手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されていない。
- ② 資格制度については、積算根拠が全く公開されていない事業が 59 法人の 164 事業（95.9%）（6 府省）、一部の内容しか公開されず検証できない事業が 5 法人の 7 事業（4.1%）（3 府省）となっており、全ての事業で手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されていない。

しかしながら、受験者等の立場からみると、推薦等事業であっても、受益者負担の観点から手数料等を納付することは委託等事業と全く同じであることから、受験者等が手数料等の額の妥当性を検証することができるように、委託等事業と同様、推薦等事業についても積算根拠を公開する必要があると考えられる。

#### (事業の実施主体における公開状況)

改革実施計画においては、手数料等の積算根拠をインターネットにより公開することについて、委託等事業又は推薦等事業にかかわらず、事業の実施主体は義務付けられていない。

今回、当省が、詳細調査の対象とした 142 公益法人のうち、検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている 138 法人の 332 事業（検査検定制度 87

事業及び資格制度 245 事業) について、各法人が各事業の手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか調査したところ、手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されているものは1法人(1事業)のみとなっていた。

しかしながら、受験者等は、検査検定制度及び資格制度に係る情報について、手数料等や申請手続等が詳細に掲載されている公益法人のホームページから入手しているとみられることから、説明責任を果たすことに加え、公益事業の透明性の確保の観点からも、制度所管府省だけではなく、事業の実施主体である公益法人のホームページにおいても手数料等の積算根拠を公開する必要があると考えられる。

## 【所見】

したがって、関係府省は、検査検定制度及び資格制度において、検査等の対価を伴う公益事業における手数料等の適正化及び透明化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 手数料等の積算資料がないもの及び一部の内容しか確認できないものについては、手数料等の妥当性を検証すること。(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- ② 手数料等の設定・見直しについて、不適切な例として個別に指摘しているものについては、次のとおり、速やかに改善のための措置を講ずること。

また、viiテキスト代金の引下げの検討及びviii登録料の妥当性の検証に係る事項については、問題を指摘していない制度についても、利用者の負担軽減の観点から検証等を行い、改善が必要なものについては、速やかに改善のための措置を講ずること。

- i 積算の内容が実費より高くなっているなど、不適切な積算を行っているもの等については、実費を踏まえ、これを見直すこと。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省)
- ii 収入超過による剰余金が発生しているものについては、これを原資にして、手数料等を引き下げるなどの見直しを行うこと。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)
- iii 事業経費を削減したものについては、今後の収支状況を勘案し、手数料等

の引下げについて検討すること。(厚生労働省)

iv 明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員等の手数料等に差額を設けているものについては、妥当性を検証し、必要な見直しを行うこと。(経済産業省、国土交通省、環境省)

v 試験の全部又は一部を免除しているものについては、これに合わせて、手数料等を引き下げること。なお、当該割引可能額を割引制度導入の際に増加する経費が上回る場合など、割引制度の導入が困難な場合は、その理由、積算根拠等を公開すること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

vi 審査業務の全部又は一部を省略しているものについては、これに合わせて、手数料等の引下げなどを行うこと。(国家公安委員会(警察庁)、総務省)

vii テキスト代金を含む受講料を徴収している場合には、(i)インターネットサイトからダウンロードすることが可能であるものや既に所持していることが予想されるもの、(ii)講習においては必ずしも使用しないもの、(iii)必要以上に高額となっているもの、(iv)テキスト本体の価格を表示しておらず、利用者が金額の妥当性を検証できないもの、(v)受講料に占めるテキスト代金の割合が高いものなど、利用者に過度な負担をかけている場合は、これを改善するとともに、必要に応じ、テキスト代金の引下げを検討すること。(国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

viii 登録料の設定に当たっては、利用者負担の軽減の観点から、各資格制度における登録事業の業務量に見合ったものとなっているかについて、特に人件費の多寡に留意しつつ、その額の妥当性を検証し、必要な見直しを行うこと。  
(金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

③ 手数料等の積算根拠の公開について、次の措置を講ずること。

i 委託等事業に係る手数料等の積算根拠を公開していないもの及びその内容が不十分となっているものについては、速やかにこれを適切に公表すること。  
(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

ii 推薦等事業の所管府省は、委託等事業と同様に、推薦等事業についても、公益事業の透明性の確保及び受験者等に対する説明責任を果たす観点から、原

則として、手数料等の積算根拠をインターネットで公開すること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

また、内閣府は、推薦等事業の所管府省における積算根拠の公開の実施状況について、毎年度の「特例民法法人に関する年次報告」及びインターネットにおいて公表するなどのフォローアップを行うこと。

- iii 事業の実施主体である公益法人による手数料等に係る積算根拠のインターネットにおける公開について検討すること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)



## 2 会計処理の適正化の推進

### 【背景事情等】

(会計処理の明確化及び透明化)

公益法人が実施している公益事業については、改革実施計画により、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこととされ、特に、委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類（検査料等支出明細書又はそれに準じたもの）を作成し、インターネットにより公開することとされている。

また、公益法人のうち、特例民法法人については、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成 13 年 8 月 28 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)に基づき、最新の業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開することとされている。

一方、公益社団法人、公益財団法人等においても、国民に対する説明責任を果たす観点から、適切に事務・事業ごとの収支状況を明らかにするとともに、財務等に関する資料をインターネットにより公開することが重要であると考えられる。

(内部留保の水準)

公益法人のうち、特例民法法人におけるいわゆる内部留保（注）については、指導監督基準及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について（以下「運用指針」という。）により、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることとされており、その水準（内部留保率）は、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の 30%程度以下であることが望ましいとされている。

（注） 内部留保とは、特例民法法人の総資産額から、①財団法人における基本財産、②公益事業を実施するために有している基金、③法人の運営に不可欠な固定資産、④将来の特定の支払いに充てる引当資産等及び⑤負債相当額を差し引いた残りの資産をいう。

さらに、内部留保の額については、「政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について（作業依頼）」（平成 22 年 6 月 25 日付け内閣府大臣官房公益法人行政担当室、行政刷新会議事務局事務連絡）において、内部留保率が 30%を超える場合、当該 30%を超える額は「過大な内部留保」とされている。

### (引当資産の積立)

公益法人のうち、特例民法法人の内部留保から減算できる引当資産は、当該法人が特定の目的のために独自に積立てを行うことができるものであるが、当該引当資産については、運用指針において、法人の運営上、将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつ、その支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきであるとされている。

### (事業収支の均衡)

また、公益法人のうち、特例民法法人においては、その事業の公共性から、指導監督基準及び運用指針により、対価を伴う公益事業については、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすることとされ、仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ等を図ることにより、収入と支出の均衡を図らなければならないとされている。

## 【調査結果】

今回、当省が詳細調査した 142 公益法人のうち、検査検定制及び資格制度の実施主体となっている 138 公益法人における、区分経理の実施状況（事務・事業ごとに経理が適切に区分され、その収支が明確になっているか）、引当資産の積立状況等の会計処理の状況を調査した結果、以下のとおり、①事務・事業ごとに経理が適切に区分されておらず、その収支状況が不明確となっているもの、②将来の特定の支払いに充てることが必ずしも明瞭ではない引当資産等を積み立てているものなど、不適切となっている例がみられた。

### (1) 区分経理の実施状況等

公益事業については、改革実施計画等により、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うことが求められているほか、収入と支出の均衡を図り、必要な額以上の利益を生じないようにすることとされていることから、公益法人においては、委託等事業又は推薦等事業にかかわらず、適切に区分経理を実施する必要があると考えられる。

しかしながら、今回、当省が、137 公益法人（138 法人から平成 22 年度から事業を開始した 1 法人 1 事業を除く。）における検査検定制度及び資格制度に係る 331 事業（検査検定制度 87 事業及び資格制度 244 事業）について、その区分経理の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 検査検定制度については、区分経理を実施していないものが 18 法人の 26 事業（29.9%）みられた。
- ② 資格制度については、区分経理を実施していないものが 36 法人の 129 事業（52.9%）みられた。

なお、区分経理を実施しているものについては、収支の内訳が分かる検査料等支出明細書を作成するなどしている。

## (2) 事業の収支等の公開状況

138 公益法人の財務諸表及び 137 公益法人（138 法人から平成 22 年度から事業を開始した 1 法人 1 事業を除く。）における検査検定制度及び資格制度に係る 331 事業（検査検定制度 87 事業及び資格制度 244 事業）について、その収支のインターネットによる公開状況を調査した結果、次のとおり、事業の実施に係る情報開示が不十分な状況がみられた。

- ① 検査検定制度については、財務諸表を公開していないものが 1 法人みられた。また、公益事業の収支の内訳が分かる検査料等支出明細書等を公開していないものが 45 法人の 61 事業（70.1%）みられた。
- ② 資格制度については、財務諸表を公開していないものが 5 法人みられた。また、公益事業の収支の内訳が分かる検査料等支出明細書等を公開していないものが 70 法人の 199 事業（81.6%）みられた。

## (3) 引当資産の積立状況等

（内部留保の状況）

特例民法法人における内部留保については、指導監督基準において、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることとされていることから、真に事業の遂行に必要な資産を保有するとともに、内部留保率については、運用指針において定められた指標である、一事業年度における事業費、管理費及び事業に不可欠な固定資産取得費の合計額の 30%程度以下の水準になるよう努

める必要がある。

しかしながら、今回、当省が、138 公益法人における内部留保の状況（平成20年度決算における内部留保率）を調査した結果、内部留保率が30%以上となっているものが43 公益法人（31.2%）みられた。

#### （引当資産の積立状況）

特例民法法人が将来必要な特定の支払いのために積立てを行うことができるものであり、当該法人の内部留保から減算できる引当資産については、特定の支払いに充てることが明瞭で、かつ、その支払い等が可能な限り明確に予定されていることが求められている。

しかしながら、今回、当省が、138 公益法人における引当資産の積立状況を調査した結果、①社屋移転や講義室の改修に関する当初の計画が変更されたままの状態、当該費用として計1億2,270万円を積み立てているもの（1法人）、②「運営引当特定資産」（2億5,000万円）として、使途の特定が必ずしも十分とはいえない資産を積み立てているもの（1法人）、③他の法人においても条件は同様とみられるにもかかわらず、「受験者減少対策（4億4,600万円）」等の名目で資産を積み立てているものなど、必ずしも、特定の支払いに充てることが明瞭で、かつ、その支払い等が明確に予定されているとはいえない引当資産が36資産（23法人）みられた。

特例民法法人が特定の目的のために引当資産を保有する場合には、法人の運営上、真に必要なものとして将来の支払いが明確に予定されているかなどについて、厳格に精査する必要があるとともに、必要性が乏しいものについては安易な積立てが認められるべきではなく、手数料等の引下げなどに資することが重要であると考えられる。

#### 【所見】

したがって、関係府省は、検査検定制度及び資格制度に係る事務・事業を実施している公益法人における会計処理の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 事務・事業ごとの収支状況が分かる検査料等支出明細書等を作成するなど、適切に区分経理を実施すること。（国家公安委員会（警察庁）、総務省、厚生労

働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

② 財務諸表及び事務・事業の実施に係る収支状況を適切にインターネットで公開すること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

③ 公益法人のうち特例民法法人については、引当資産の内容を厳しく精査し、内部留保率が30%を超える場合には、改善のための指導を徹底すること。

また、引当資産の精査結果を踏まえ、委託等事業又は推薦等事業による剰余金については、手数料等の引下げ等の原資とすること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

### 3 申請手続の負担軽減等の推進

#### 【背景事情等】

検査検定制度及び資格制度について、これらの制度を利用する者の負担軽減を図る観点からは、前記項目1及び2のとおり、手数料等の適正な設定（項目1関係）や事業の実施主体における適正な会計処理（項目2関係）が必要であるが、さらに、①申請手続の負担軽減、②資格取得要件の緩和、③情報提供の充実などの利用者への配慮についても重要である。

これらについては、例えば、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、行政からの支出又は権限の付与を受けて政府関連公益法人（注）が実施している事務・事業に関して、①必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができないか等の視点に立って徹底的な見直しを行うこと、②情報公開、情報提供が徹底されているか等の視点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映することなどとされている。

（注） 国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人（特例民法法人、新制度の公益法人、特例民法法人から一般法人に移行した法人で国が所管するもの）をいう。

#### 【調査結果】

##### (1) 申請手続の負担軽減

###### ア 申請手続の負担軽減を求める国民からの意見要望

今回、検査検定制度及び資格制度に係る利用者負担の軽減に関する意見要望を国民から聴取したところ（注）、644件の意見要望のうち、申請手続の負担軽減を求める意見が63件（9.8%）あり、その中には、以下のようなものがみられた。

- i) 一度提出した書類を何度も提出させないでほしい（23件）
- ii) 中学校卒業が受験資格の一つとされ、卒業証書等を添付するよう求められているが、現在ではほとんどの者がその要件を満たしていると思われるので、当該受験資格を見直してほしい（3件）
- iii) 受験申込書をインターネットからダウンロードできるようにしてほしい（2件）

iv) 申込書の受付期間が短く、申込書を提出できないこともあるので、受付期間を延長してほしい（2件）

(注) ①内閣府の「国民の声」(平成22年2月17日から同年6月17日まで)、②総務省行政評価局のホームページを利用した意見要望の募集(平成22年7月1日から同月23日まで)、③総務省管区行政評価局等による全国での実地調査(資格取得者等からの意見聴取(平成22年10月1日から同年11月30日まで))により把握した。

## イ 申請手続の簡素化を図る余地のある例

今回、上記アの意見要望等を踏まえ、31検査検定制度及び108資格制度に係る申請手続について調査したところ、①受験申請書等をインターネットで公開し、無償で配布しているもの(マンション管理士)、②受験資格の確認を簡素化し、関連書類の一部の提出を求めているもの(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)など、受験申請に際して、申請手続の簡素化が図られているものがみられた。

しかしながら、その一方で、次のとおり、申請手続の簡素化を図る余地のあるものがみられた。

- ① 更新検査等の受検申請に際して、新規検査等の際に一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの(消防用設備等の認定等3制度)
- ② 受験申請等に際して、受験資格の審査等に必ずしも必要のない書類の提出を求めているもの
  - i) 中学校卒業が受験資格の一つとされており、それを確認するために出身学校の卒業証明書の提出を求めているが、現在ではほとんどの者がその要件を満たしていることから、一律にこれを提出させる必要性が乏しいなどのもの(クリーニング師等2制度)
  - ii) 申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの(クリーニング師等3制度)
- ③ 受験申請等に際して、申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする余地があるもの(建築物環境衛生管理技術者等2制度)
- ④ 受験申請等に際して、申請書等の配布、受付を窓口のみに限定し、かつ受付期間を5日間に設定するなど制限しているもの(建築士)
- ⑤ 免許申請に際して、法令に規定がなく、免許要件とはなっていない事項

を確認する書類を提出させているもの（クリーニング師）

- ⑥ 受験申請等に際して、本人確認等のために戸籍の謄本又は抄本を提出させているが、住民票の写しの提出等で代替する余地があるもの（クリーニング師）
- ⑦ 認定申請に際して、提出する書類について過剰な部数を求めているもの（型式適合認定等3制度）

## (2) 資格取得要件の緩和等

資格の取得・更新の要件となっている試験や講習等の実施方法、内容等については、利用者に対して過度な負担とならないことが重要である。

しかし、今回調査した資格制度の中には、次のとおり、利用者に対して必要以上の負担を課しているものがみられた。

- ① 義務教育制度により、ほとんどの者が中学校を卒業しているにもかかわらず、資格の取得要件として、中学校卒業以上の学歴という不要な要件を求めているもの（クリーニング師等2制度）
- ② 講習の受講頻度やその在り方を見直す必要があるとみられる例
  - i) 資格取得後における関連技術の進展や法制度の変更等に係る知識等の習得は、本来、資格者本人が自主的に行うべきものであると考えられる。このため、他の資格ではこうした知識等の習得を目的とする講習の受講の義務付けなどは行わず、関連情報を所管府省のホームページ等に掲載するなどして必要な情報提供を行うこととしている。しかしながら、一方で、資格取得後、一定期間ごとにこれら知識等の習得を目的とした講習の受講を義務付けているなど講習の受講頻度やその在り方について見直す必要があると考えられるもの（無線従事者）
  - ii) 法制度の仕組みや業務の具体的な実施方法など、資格者として業務を行うに当たり必要とされる基本的知識として、資格取得時の講習で修了することとされているにもかかわらず、資格取得後も、その更新のために毎年、これと同内容の講習の受講を義務付けているなど必要性の乏しい講習を実施しているもの（医療機器販売営業管理者等2制度）
- ③ 資格取得のための試験又は講習において、関連する他の資格を取得する際に既に修得している科目と共通する科目について、受験等が免除されていない



いもの（公害防止管理者等2制度）

- ④ 法令上、資格者名簿への登録は任意とされ、登録の有無によって資格者としての役割や業務内容等に差が生じるものではないにもかかわらず、競争契約の参加資格の審査において、名簿に登録されている資格者のみ加点することとされているため、未登録者が不利益を受けているもの（建築設備士）
- ⑤ 法令上、試験合格後又は講習修了後に、主務大臣から免状の交付を受けることにより取得することとされている資格について、都道府県等が条例に基づき、当該免状に加えて、これと記載内容が重複する資格証明書の取得を義務付けており、必要性の乏しい証明書の取得を求めているもの（浄化槽管理士）
- ⑥ 受検者数が継続して少なくなっている資格について、その社会的必要性を勘案し、統廃合を検討しているが、更なる見直しを行う余地があると考えられるものや、試験事業の効率化を図る観点から、類似するとみられる他の資格との事務の共通化を行うことなどについて検討を行う必要があると考えられるもの（技能士等4制度）

### (3) 利用者への配慮

利用者にとっては、手数料等の金銭的負担や申請に係る手続的負担等の軽減のほか、制度の運用面に係る負担の軽減として、利用しやすい制度となるよう、①受験しやすい時期に試験日を設定するなどの受験環境等の整備、②手数料等の額、割引条件、申請手続等に関する情報や関連情報の的確な提供といった利用者への配慮も重要である。

しかし、今回調査した資格制度の中には、次のとおり、必ずしも利用者への配慮が十分になされているとはいえないものがみられた。

- ① 受験者の業務の繁忙期に試験日を設定しているため、毎年、受験を申し込んだ多くの者が受験を辞退せざるを得なくなっているもの（総合旅行業務取扱管理者）
- ② 受講者の技能等を考慮して受講科目を免除しているが、免除により、受講カリキュラムに大きな空きが生じ、特に遠方からの受講者に不要な滞在費の出費などの負担が発生し、受講者への配慮に欠けているもの（建築設備検査資格者）

③ 手数料等の割引条件など利用者に対する情報の提供が不十分となっている例

i) 検査件数等に応じて手数料等の割引を行うこととしているにもかかわらず、申請者に対しては、その具体的な割引条件や割引額を明らかにせず、標準的な手数料等のみを示すにとどまっているため、申請者が割引制度の内容を把握することができないもの（簡易専用水道の管理の検査）

ii) 受検者が選択することとなっている検査の種類ごとに、標準的な手数料等及び最大割引額が示されているが、具体的な割引条件等が不明確となっているほか、手数料等の全額が無料になると受検者が誤解するおそれのある料金表示等を行っているもの（自動車検査（継続検査））

④ 法令等では義務付けられていない講習の受講や資格者名簿への登録について、資格の取得等のために必須であるかのような誤った情報をインターネット等に掲載しているもの（発破技士等2制度）

⑤ 資格試験については、資格者として習得すべき知識・技能の目安を受験者に示すとともに、試験の透明性・客観性を確保する観点から、試験問題及び解答を積極的に無償で公開することが重要であると考えられる。

今回、試験合格が資格取得要件となっている55資格制度について、試験問題及び解答の公開状況を調査したところ、過去数年間分の試験問題及び解答をインターネットにより無償で公開しているものが11制度（20.0%、宅地建物取引主任者等）みられた。

しかしながら、その一方で、次のi)からiii)までのとおり、インターネットによる無償の公開が可能であると考えられるにもかかわらず、全く公開していないもの、有償で公開しているものなど不十分な公開状況となっているものが44制度（80.0%）みられた。

i) 試験問題及び解答を全く公開していないもの（危険物取扱者等8制度（14.5%））

ii) 試験問題及び解答について、いずれか一方の公開にとどまっているもの、直近1回分の公開にとどまっているものなど必要と考えられる情報の一部しか公開していないもの（ボイラー技士等29制度（52.8%））

iii) 試験問題及び解答について、請求があった場合に手数料を徴収して公開しているものや書籍として販売しているものなど有償で公開しているもの

の（気象予報士等7制度（12.7%））

## 【所見】

したがって、関係府省は、検査検定制度及び資格制度に係る申請手続の負担軽減等を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

### (1) 申請手続の負担軽減

- ① 一度提出させた書類について、改めて提出を求めないようにすること。（総務省、文部科学省、経済産業省）
- ② 提出を求める書類については、受験資格の審査等に真に必要な最小限のものとする。こと。（厚生労働省）
- ③ 申請書等をホームページに掲載し、受験者等がインターネットを利用して入手できるようにすること。（厚生労働省、国土交通省）
- ④ 申請書等の配布、受付について、受験者等の利便性を向上させるため、郵送やインターネットなどによる配布、受付を可能とし、受付期間を延長するようにすること。（国土交通省）
- ⑤ 法令に定めのない書類については、提出を求めないようにすること。（厚生労働省）
- ⑥ 本人確認等のために戸籍の謄本又は抄本を提出させているものについては、住民票の写しの提出等により代替できるようにすること。（厚生労働省）
- ⑦ 提出する書類の部数について、認定の審査に真に必要な最小限のものとする。こと。（国土交通省）

### (2) 資格取得要件の緩和等

- ① 資格取得要件として中学校卒業以上の学歴を求めているものについては、当該要件を廃止すること。（厚生労働省）
- ② 資格取得者に対し、技術の進展や法制度の変更等に係る知識等の習得を目的として受講を義務付けている講習については、他の資格制度における状況等も踏まえ、その実施の必要性について検討を行い、廃止、受講の義務付けや実施頻度等の見直しを行うこと。（総務省、厚生労働省）
- ③ 試験又は講習により取得することとされている資格について、既に取得している他の資格との間で科目が共通しているなどにより、資格者として必要

な知識等を修得していると認められる科目がある場合には、科目の全部又は一部の免除を行うこと。(厚生労働省、経済産業省、環境省)

- ④ 法令上、資格者名簿への登録が任意とされている資格については、名簿未登録者に対し、名簿への未登録を理由とした不利益的な取扱いを行わないこと。(国土交通省)
- ⑤ 資格証明書として法令に基づき交付される免状に加え、これと記載内容が重複する証明書の取得が更に義務付けられている資格については、複数の類似する証明書の取得を義務付ける必要性について検討し、必要性の乏しい証明書を廃止等すること。(環境省)
- ⑥ 受験者数が少なくなっている資格について、その必要性等を再度検討し、廃止、類似する他の資格との統合等を含めその在り方を見直すこと。(厚生労働省)

また、試験事業の効率化を図る必要がある資格については、類似するとみられる他の資格との事務の共通化などについて検討を行うこと。(農林水産省)

### (3) 利用者への配慮

- ① 試験や講習の日程、カリキュラムについて、受験者等の意向、要望等を考慮し、利用しやすいものとなるよう見直すこと。(国土交通省)
- ② 手数料等の内訳・割引条件・割引額、資格取得要件など制度を利用するに当たり必要となる基本的な情報を的確に利用者に提供すること。(厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

また、過去の試験問題やその解答について、インターネット等により積極的に無償で公開すること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

## 4 指導監督の徹底

### 【背景事情等】

公益法人のうち、特例民法法人については、指導監督基準等において、①対価を伴う公益事業については、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること、②公益法人会計基準に従い適切な会計処理を行うこと、③内部留保については公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること、④法人の役員報酬等が当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額でないことなどの基準が定められている。所管官庁は、これらの基準に基づき法人に対して指導監督を行っていくこととされている。

また、「行政委託型法人等の総点検の推進について」（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）においては、行政委託型事業等の適正な運営の確保と事業の必要性の的確な見直しを図るとともに、実態を国民に明らかにしていく観点から、行政委託型法人等（注）の総点検を実施することとされている。総点検の実施に当たり着眼点とすべき具体的な例として、①事業の経理が適切に区分され、収支が明確になっているか、②事業の収支状況は適切（収支均衡）か、多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか、③法人が定める手数料は適切（実費相当）か、必要な見直しが行われているか、④実績が皆無又は低調な事業につき、改善策は講じられているかといったことなどが示されている。

（注） 個別の法令等に基づき、特定の公益法人を指定して事務の委託を行い、若しくは公益法人が行う事業を行政上必須の要件として指定する場合における当該法人、又は公益法人が独自に行う事業を一定の水準にあるものとして認め、推奨する場合における当該法人をいう。

さらに、「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）においては、特例民法法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、法人に対する立入検査の充実等を図る観点から、各府省は、検査事項を記載したチェックリストを作成し、これに従って、少なくとも3年に1回、所管法人に対する立入検査を実施することなどとされている。特に、行政委託型法人等については、上記「行政委託型法人等の総点検の推進について」に示された着眼点の例に基づき作成した検査事項により検査を実施することとされている。

また、特例民法法人以外の公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人についても、認定法や検査検定制制度又は資格制度の根拠法である個別法等に基づき、法人所管府省（注1）である内閣府及び個別の検査検定制制度又は資格制度の所管府省（注2）である各府省が指導監督を行うこととされている。

（注）1 法人所管府省とは、法人の設立許可に関する事務を所管している府省を示す。

2 制度所管府省とは、検査検定制制度及び資格制度に関する事務を所管している府省を示す。

さらに、特別の法律により設立される民間法人及び特別の法律により設立される法人についても、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」及び「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」により、公益法人と同様の指導監督が求められている。

このように、公益法人等が実施する検査検定制制度及び資格制度に係る事務・事業の適切な実施を確保するため、法人所管府省及び制度所管府省が連携して公益法人等における事務・事業の実施状況、財務・会計の状況等について、定期的に立入検査を実施するなど、適切な指導監督を行うことが重要となっている。

## 【調査結果】

今回、31 検査検定制制度及び 108 資格制度に係る事業を実施している 142 公益法人について、平成 17 年度以降における関係府省による立入検査の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

### (1) 法人所管府省及び制度所管府省が連携して立入検査を実施していないもの

特例民法法人については、法人所管府省と制度所管府省は同一府省であることが多く、この場合には、一定期間ごとに、法人所管部局及び制度所管部局が連携して、①役員を選任状況、理事会の開催状況、予算の編成状況などの法人の運営に関する事項、②検査検定制制度及び資格制度の利用状況、手数料等の設定状況などの事務・事業の実施に関する事項について、法人に対する立入検査を実施しているものが多い。

しかしながら、一方で、法人所管府省と制度所管府省が異なる場合には、公益法人に対して、法人所管府省による立入検査は実施されているが、制度所管府省による立入検査は実施されていないなど、立入検査について、両者が連携を十分に図っているとはみられないものが 38 公益法人でみられた。

## (2) 立入検査における指摘が不十分とみられるもの

立入検査における公益法人に対する指摘の内容をみると、内部留保率が高いことや会計帳簿の不備など既存の基準に反していることを指摘するものはみられるが、今回、前記項目1から3までにおいて当省が指摘したような手数料等の設定を見直す必要があるものなど利用者の負担軽減等に係る観点からの指摘については、いずれの立入検査においても行われていない。

### 【所見】

したがって、関係府省は、検査検定制度及び資格制度に係る公益法人等の事務・事業の実施状況、財務・会計の状況等を的確に把握し、適切な指導監督の実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 公益法人に対して立入検査を適切に行うこと。特に法人所管府省と制度所管府省が異なる場合には、両者が十分に連携を図ること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- ② 前記項目1から3までにおいて当省が指摘した事項について、関係する公益法人等に対する立入検査を実施するなどによりその実態を把握し、必要な改善措置を講ずること。(内閣府、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- ③ 今回当省が詳細調査の対象とした公益法人のほか、対象としていない公益法人等についても、これら法人に対する指導監督を行う際には、当省がチェック事項として整理した自己点検表を参考にするなどして点検を行うこと。また、点検結果に基づき、速やかに必要な改善措置を講ずること。(内閣府、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

検査検定・資格制度の実施に向けた自主点検事項（「自己点検表」）

自主点検事項		留意点
<p>1 手数料等の設定 (公益法人関係)</p> <p>i 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）＞</p> <p>ii 推薦等された検査等の委託等については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないこと。＜公益法人に対する検査等の委託等に関する基準（平成8年9月20日閣議決定）＞</p> <p>iii 事業の収支状況は適切（収支均衡）か。多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか。＜行政委託型法人等の総点検の推進について（総点検の具体的な着眼点）（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＞</p> <p>iv 法人が定める手数料は適切（実費相当）か。必要な見直しが行われているか。＜行政委託型法人等の総点検の推進について（総点検の具体的な着眼点）（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＞</p> <p>v 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているかという視点に立って徹底的な見直しを行う。＜「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）＞</p> <p>(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>vi 法人に本来予定されている事務・事業において手数料等の対価を徴収する場合には、その対価の額が適正なものであること。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）＞</p> <p>vii 法人が、法令の規定に基づいて検査、認定、資格付与等の事務・事業を行っている場合には、その手数料等の対価の額は、各府省によって決定されていること。また、法人が当該事務・事業以外に対価を伴う自主事業を行っている場合にも、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないこと。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）＞</p> <p>viii 法律の規定に基づき法人が行っている登録等の事務・事業に係る手数料等は、当該事務・事業を所管する府省によって決定されていること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）＞</p>	<p>(1) 手数料等の適正化</p> <p>(2) 手数料等の積算根拠の公開</p>	<p>(手数料等の設定)</p> <p>① 実費を踏まえた明確な積算根拠に基づき手数料等（※1）を設定しているか。</p> <p>② 実際には支出されない経費に基づき手数料等を積算していないか。</p> <p>③ 毎年、収入超過により剰余金が発生しているにもかかわらず、手数料等の額を据え置いているか。</p> <p>④ 事業経費を削減しているにもかかわらず、手数料等を積算していないか。</p> <p>⑤ 実際よりも過大な経費に基づき手数料等を積算していないか。</p> <p>⑥ 受講者数等を過小に見込むなどにより、手数料等の単価を引き上げているか。</p> <p>⑦ 手数料等の積算額と実際の設定額にそこはならないか。</p> <p>(手数料等の割引)</p> <p>⑧ 講習等の全部又は一部を免除した場合、手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑨ 電子申請による申し込みがあった場合、手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑩ 同一依頼者について複数の検査等を実施する場合、旅費等の減額分を考慮し、手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑪ 新規検査と比較して、検査に手間がかからない更新検査の手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑫ 受講等を取りやめた者に対し、手数料等を返金しているか。</p> <p>⑬ 会員と非会員で手数料等の額に差を設けている場合、合理的な理由となっているか。</p> <p>(講習テキストに係る負担軽減)</p> <p>⑭ 講習で使用するテキストをインターネットに掲載し、これを印刷した資料の特参を認めるなど、利用者の負担軽減を図る余地はないか。</p> <p>⑮ 講習で使用するテキストを既に所持している場合、その使用を認めているか。</p> <p>⑯ 講習で使用しないテキストを受講者に購入させていないか。</p> <p>⑰ 布張り装丁など必要以上に高額なテキストを受講者に購入させていないか。</p> <p>⑱ 講習において、受講者に配布するテキストの価格を明らかにしているか。</p> <p>(手数料等の見直し)</p> <p>⑲ 受講実績や将来の受講者数等の推計を基に、定期的に手数料等の見直しを行っているか。</p> <p>⑳ 委託等事業（※2）に係る手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか。</p> <p>㉑ 推薦等事業（※2）に係る手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか。</p> <p>㉒ 公開している情報は、手数料等の額の妥当性を判断できる内容となっているか。</p>



自主点検事項		留意点
<p>2 会計処理の適正化の推進 (公益法人関係)</p> <p>i 委託・推薦等に係る事務・事業を所管する府省は、委託・推薦等を受ける公益法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。＜公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)＞</p> <p>＜(a) 企業会計基準の考え方の活用を含め、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。＞</p> <p>(b) 委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類(検査料等支出明細書又はそれに準じたもの)を作成し、インターネットで公開すること。</p> <p>ii 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)＞</p> <p>iii 事業の経理が適切に区分され、収支が明確になっているか。＜行政委託型法人等の総点検の推進について(総点検の具体的な着眼点)(平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ)＞(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>iv 法人に本来予定されている事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていること。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定)＞</p> <p>(特別の法律により設立される法人関係)</p> <p>v 事務・事業の収支について区分経理又はこれに準じた管理が行われていること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)＞</p> <p>vi 企業会計基準その他法人の特性に応じた一般的な標準的な会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)＞</p> <p>(公益法人関係)</p> <p>i 最新の業務及び財務等に関する資料(「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)7(1)①から③までに掲げる資料)をインターネットにより公開すること。＜インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて(平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ)＞</p> <p>ii 委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類(検査料等支出明細書又はそれに準じたもの)を作成し、インターネットで公開すること。＜公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)＞</p> <p>(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>iii 所管官庁においては、その所管する法人について、最新の業務及び財務等に関する資料等を各府省のホームページに掲載していること。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定)＞</p> <p>iv 各府省は、その所管する法人について、最新の業務及び財務等に関する資料等を各府省のホームページに掲載していること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)＞</p> <p>(公益法人関係)</p> <p>i いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)＞</p> <p>ii 公益法人の内部留保の水準としては、30%程度以下であることが望ましい。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ)＞</p>	<p>(1)区分経理の実施状況等</p> <p>(2)財務諸表等の公開</p> <p>(3)内部留保率の状況</p>	<p>① 各事務・事業ごとに区分経理を実施しているか。</p> <p>② 各事務・事業ごとに収支内容が具体的にになっているか。</p> <p>③ 検査検定事業や試験事業等の会計で発生した剰余金を他会計に繰り入れていないか。</p> <p>① 財務諸表、検査料支出明細書などの収支状況が分かる資料をインターネットで公開しているか。</p> <p>② 公開している内容は、事務・事業ごとの収支の適切性を判断できるような具体的な内容となっているか。</p> <p>* 特例民法法人が対象</p> <p>① 引当資産(※3)などの内部留保(※4)から除外している資産は適切か。</p> <p>② 内部留保率が30%を超えている場合、手数料の引下げ等の改善策を検討しているか。</p>

閉鎖決定等		自主点検事項	
		留意点	
<p>(公益法人関係)</p> <p>i 受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならぬ。</p> <p>&lt;公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）&gt;</p> <p>ii 引当資産については、法人の運営上将来必要な特定を支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限定されるべきである。&lt;公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）&gt;</p> <p>iii 事業の収支状況は適切（収支均衡）か。多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか。&lt;行政委託適切（収支均衡）の総点検の推進について（総点検の具体的な着眼点）（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）&gt;</p> <p>iv 引当金・特別法上の引当金等は、事務・事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度となっており、その細及び増減状況が毎年公表されていること。&lt;特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）&gt;</p>	<p>(4)引当資産の積立状況</p> <p>* 特別民法法人が対象</p> <p>① 将来必要な特定を支払いに充てることが明瞭になっているか。</p> <p>② 他の法人においても条件は同様とみられるにもかかわらず、特別な名目を立て資産を積み立てていないか。</p> <p>③ 過剰に積み立てられているものはないか。</p> <p>④ 相当額の剰余金や積立金等が生じている場合、これらを取り崩して、手数料等の引下げ等を行う余地はないか。</p> <p>⑤ 剰余金や積立金等の使途、繰入限度額等について、規程や計画等を策定しているか。</p> <p>⑥ 規程や計画等を策定している場合、その内容は適切なものとなっているか。</p>		
<p>3 申請手続の負担軽減等の推進</p> <p>(公益法人関係)</p> <p>i 申請手続の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができているかという観点から、徹底的な見直しを行う。</p> <p>・ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているかという観点に立って徹底的な見直しを行う。</p> <p>&lt;「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）&gt;</p> <p>ii 委託・推薦等に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行う。</p> <p>&lt;公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）&gt;</p> <p>iii 添付資料は、申請書等の記載事項の真实性を裏付けるため及び諸否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。</p> <p>・ 既に保有している資料と同種のものについては、提出を求めない。</p> <p>&lt;申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）&gt;</p> <p>iv 公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。</p> <p>・ 推薦等を行う制度の内容及び検査等の基準が客観的に明確となっていること。</p> <p>・ 推薦等された検査等が公正に行われることを担保するために、その検査等を行う公益法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。</p> <p>&lt;公益法人に対する検査等の委託等に関する基準（平成8年9月20日閣議決定）&gt;</p> <p>v 公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、<u>国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。</u></p> <p><u>推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せて検討の上、上記に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>&lt;公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）&gt;</p> <p>(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>vi 法令の規定に基づいて検査等の事務・事業を行う場合には、所管官庁において、その検査等の基準が客観的に明確なものとされていること。&lt;特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）&gt;</p>	<p>(1) 申請手続の負担軽減</p> <p>① 法令に根拠がない書類等を提出させていないか。</p> <p>② 必ずしも審査に必要でない書類等を提出させていないか。</p> <p>③ 一度提出させた書類等を重複して提出させていないか。</p> <p>④ 同じ内容の書類等を提出させていないか。</p> <p>⑤ 戸籍簿本等の提出を求めているものは、住民票の写し等で代替できないか。</p> <p>⑥ 申請書等について、必要以上の部数を提出させていないか。</p> <p>⑦ 申請書等の配布、受付を窓口に限らせていないか。</p> <p>⑧ 申請書等をインターネットで公開し、無償で配布しているか。</p> <p>⑨ 手数料等の支払いについて、クレジットカードやネット払いやポイント決済等多様な支払い方法を認めているか。</p> <p>⑩ 手数料等の払込書を申請書とするなど、手続の簡略化をしているか。</p>		
<p>(2) 資格取得要件の緩和等</p> <p>① 受験要件等として中学校卒業以上の学歴など不必要なものを求めているか。受験要件等は必要最小限となっているか。</p> <p>② 資格者に対して、技術の進展や法制度の変更等に係る知識等のように、本来は自主的に習得すべき事項を内容とした講習の受講を義務付けるなど、必要性の乏しい講習を実施していないか。</p> <p>③ 同内容の講習を毎年受講するよう義務付けていないか。</p> <p>④ 関連する他の資格を有するなどにより、資格者として必要な知識を既に修得していると認められる場合などにおいて、受講者や受験者の能力に応じた受講科目等の全部又は一部の免除を行っているか。</p> <p>⑤ 法令上、任意とされている資格者名簿への登録等の手続について、当該手続を採っていないことを理由に入札参加資格を制限するなど、不利益な取扱いを行っていないか。</p> <p>⑥ 法令に基づき資格者免状に加え、条例に基づきこれと同内容の免状の取得を更に求めるなど、資格要件として必要性の乏しい証明書の取得を義務付けていないか。</p> <p>⑦ 受験者数が少ないなどの制度について、在り方の見直しを行っているか。</p> <p>(3) 利用者への配慮</p> <p>① 受験辞退者を発生させないよう、受験者の業務の繁忙時期を外して試験日を設定するなどニーズに対応した試験日の設定を行っているか。</p> <p>② 講習の受講科目の免除を行った場合等に、受講者の時間的、金銭的な負担を軽減するため、受講日や時間空きが生じないよう日程調整を行っているか。</p> <p>③ 利用者に対して、手数料や申請手続等に関する情報を的確に提供しているか。</p> <p>④ 受講が必須とされていない講習に受講義務があるかのような誤った情報を利用者者に提供していないか。</p> <p>⑤ 資格試験の過去問題及びその解答をホームページに掲載するなど無償で利用者者に情報提供しているか。</p>	<p>(2) 資格取得要件の緩和等</p> <p>① 受験要件等として中学校卒業以上の学歴など不必要なものを求めているか。受験要件等は必要最小限となっているか。</p> <p>② 資格者に対して、技術の進展や法制度の変更等に係る知識等のように、本来は自主的に習得すべき事項を内容とした講習の受講を義務付けるなど、必要性の乏しい講習を実施していないか。</p> <p>③ 同内容の講習を毎年受講するよう義務付けていないか。</p> <p>④ 関連する他の資格を有するなどにより、資格者として必要な知識を既に修得していると認められる場合などにおいて、受講者や受験者の能力に応じた受講科目等の全部又は一部の免除を行っているか。</p> <p>⑤ 法令上、任意とされている資格者名簿への登録等の手続について、当該手続を採っていないことを理由に入札参加資格を制限するなど、不利益な取扱いを行っていないか。</p> <p>⑥ 法令に基づき資格者免状に加え、条例に基づきこれと同内容の免状の取得を更に求めるなど、資格要件として必要性の乏しい証明書の取得を義務付けていないか。</p> <p>⑦ 受験者数が少ないなどの制度について、在り方の見直しを行っているか。</p> <p>(3) 利用者への配慮</p> <p>① 受験辞退者を発生させないよう、受験者の業務の繁忙時期を外して試験日を設定するなどニーズに対応した試験日の設定を行っているか。</p> <p>② 講習の受講科目の免除を行った場合等に、受講者の時間的、金銭的な負担を軽減するため、受講日や時間空きが生じないよう日程調整を行っているか。</p> <p>③ 利用者に対して、手数料や申請手続等に関する情報を的確に提供しているか。</p> <p>④ 受講が必須とされていない講習に受講義務があるかのような誤った情報を利用者者に提供していないか。</p> <p>⑤ 資格試験の過去問題及びその解答をホームページに掲載するなど無償で利用者者に情報提供しているか。</p>		

閣議決定等		自主点検事項 留意点	
<p>4 その他</p> <p>(1) 総務省行政評価局では、東日本大震災の被災者から寄せられた行政相談を端緒に、国の資格試験等に係る特例措置の実態把握を実施</p> <p>① その結果、申請書類の提出期限の延長など受験者等に配慮している例を多数把握</p> <p>② 行政評価局長から各府省官房長に対し、把握した特例措置の例を参考に、被災者支援の観点から必要な措置が実施されるよう特段の配慮を依頼</p> <p>&lt;東日本大震災に伴う国の資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置に関する実態把握の結果について（平成23年8月15日付け各府省官房長宛総務省行政評価局長通知）&gt;</p>	<p>(1) 東日本大震災に関する特例措置の実施状況</p>	<p>① 証明書類の提出期限の延長を行う余地はないか。</p> <p>② 試験日の変更や追加試験を行う余地はないか。</p> <p>③ 受験料の免除や返還を行う余地はないか。</p> <p>④ 試験の振替を認める余地はないか。</p> <p>⑤ 試験地の変更を認める余地はないか。</p> <p>⑥ 受験申込書の受付期間の延長を行う余地はないか。</p> <p>⑦ 試験免除の有効期間の延長を行う余地はないか。</p> <p>⑧ 免許証等の再交付手数料を免除する余地はないか。</p> <p>⑨ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験期間の延長を行う余地はないか。</li> <li>・受験要件を緩和する余地はないか。</li> <li>・証明書類に代替する書類の提出を認める余地はないか。</li> <li>・上記のほか受験者からの個別の相談に対応する余地はないか。</li> </ul>	
<p>(2) 公益法人の役員報酬の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。</li> </ul> <p>&lt;「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施する。</li> </ul> <p>&lt;「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政からの支出又は権限の付与により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっていないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直しを行う。</li> <li>・ 支出又は権限の付与を継続する場合には、継続の理由を公表し国家公務員出身者の採用の透明化等を行うなど、政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。</li> </ul> <p>&lt;「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管官庁を中心として、法令や従前の決定等による政府系公益法人に対する指導監督の実行を徹底する。特に、公務員OBを含む役員の数や給与水準について法人の事業の規模や内容等から適切かどうか、また国費を受け入れての事業が実質上公務員OB役員員の給与等捻出のために行われていないか等について厳しく精査する。</li> </ul> <p>&lt;「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」（平成22年6月18日行政刷新担当大臣）&gt;</p>	<p>(2) 公益法人の役員報酬の適正化</p>	<p>① 役員報酬は、法人の資産・収支の状況、民間の給与水準と比べて不当に高額なものとなっていないか。</p> <p>② 管理費の総支出額に占める割合が2分の1を超えていないか。</p>	

※1 「手数料等」とは、検査検定制度及び資格制度に係る検査料、検定料、受験料、受講料、登録料、登録料など、利用者の金銭的負担の総称を指す。

※2 「委託等事業」とは、事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせるものを指す。「推薦等事業」とは、法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うものを指す。<公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）>

※3 「引当資産」とは、将来必要な特定のための積み立てる資産を指す。<公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）>

※4 「内部留保」とは、法人の総資産額から、基本財産、公益事業基金、運営固定資産、運営固定資産、引当資産及び負債相当額を引いたものを指す。「内部留保率」は、内部留保を事業費、管理費及び事業に不可欠な固定資産取得費の合計で除したものを指す。<公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）>